

筑波大学によるつくば市消防本部跡地利用計画事業 公募要項【別紙1】要求水準書の修正に係る新旧対照表（令和5年3月28日）

要求水準書記載頁等	修正前	修正後
<p>2頁 1. 業務全般に関する要求水準 (2) 業務区分</p>	<p>ウ 児童発達支援センター等に係る関連業務、つくば市との協議・調整等 (ア) 児童発達支援センター等の内装に係る基本設計・実施設計等業務（※） (イ) 児童発達支援センター等の内装に係る工事業務（※） (ウ) 児童発達支援センター等の内装に係る工事監理業務（※） (エ) 上記、(ア)～(ウ)に関連するつくば市、その他関連事業者との協議 (オ) 共用部分に係る維持管理等業務</p>	<p>ウ 児童発達支援センター等に係る関連業務、つくば市との協議・調整等 (ア) 児童発達支援センター等の内装に係る基本設計・実施設計等業務（※） (イ) 児童発達支援センター等の内装に係る工事業務（※） (ウ) 児童発達支援センター等の内装に係る工事監理業務（※） (エ) 上記、(ア)～(ウ)に関連するつくば市、その他関連事業者との協議 -(オ) 共用部分に係る維持管理等業務</p>
<p>2頁 1. 業務全般に関する要求水準 (2) 業務区分</p>	<p>エ 本施設の運営及び維持管理等に関する業務(児童発達支援センター等の専有部分を除く)</p>	<p>エ 本施設の運営及び維持管理等に関する業務(児童発達支援センター等の専有部分を除く) (ア) <u>本施設の不動産開発・管理業務</u> (イ) <u>事業者が提案する宿泊施設の運営業務</u> (ウ) <u>事業者が任意で提案する民間健康・福祉施設等の運営業務（「民間健康・福祉施設等」を整備しない場合は、事業範囲に含まない）</u></p>
<p>3頁 2. 土地の貸付に関する事項 (1) 土地の貸付の方法</p>	<p>・ 大学は、事業期間中、事業敷地について、つくば市から借地借家法（平成3年法律第90号）第23条に基づく事業用定期借地権の設定を受けた上で、当該事業敷地を選定事業者に対して事業用定期転借地権を設定し貸し付ける。</p>	<p>・ 大学は、事業期間中、事業敷地について、つくば市から<u>借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に基づく定期借地権又は第23条第1項に基づく事業用定期借地権</u>の設定を受けた上で、当該事業敷地を選定事業者に対して<u>一般定期転借地権又は事業用定期借地権</u>を設定し貸し付ける。</p>
<p>3頁 2. 土地の貸付に関する事項 (2) 土地の貸付等の条件</p>	<p>・ 貸付面積・貸付範囲は「参考資料1（敷地概要・案内図）修正版」で示す範囲とする。ただし、公募時点で示す敷地面積、敷地境界は概ねの目安であり、詳細な敷地面積、敷地境界位置は、選定事業者決定後、大学・つくば市・選定事業者の協議及び選定事業者による測量調査等により確定する。 ・ 貸付期間は選定事業者の提案による。 ・ その他事業用転借地権設定契約の詳細については、事業契約書（案）等を参照のこと。</p>	<p>・ 貸付面積・貸付範囲は「参考資料1（敷地概要・案内図）修正版」で示す範囲とする。ただし、公募時点で示す敷地面積、敷地境界は概ねの目安であり、詳細な敷地面積、敷地境界位置は、選定事業者決定後、大学・つくば市・選定事業者の協議及び選定事業者による測量調査等により確定する。 ・ 貸付期間は選定事業者の提案による。 ・ その他<u>一般定期転借地権又は事業用定期転借地権</u>設定契約の詳細については、事業契約書（案）等を参照のこと。</p>
<p>5頁 3. 施設整備に係る要求水準 (8) 事前調査に係る要求水準</p>	<p>・ 選定事業者は、大学及びつくば市と協議し、事業用定期転借地権を設定する敷地範囲を確定すること。敷地範囲の確定に向けて必要となる測量調査は選定事業者が実施するものとする。調査時期、調査方法は大学及びつくば市と相談の上、決定すること。 ・ 選定事業者は、大学及びつくば市の許可を受けて、標準貫入試験等、必要な調査を行うこと。</p>	<p>・ 選定事業者は、大学及びつくば市と協議し、<u>一般定期転借地権又は事業用定期転借地権</u>を設定する敷地範囲を確定すること。敷地範囲の確定に向けて必要となる測量調査は選定事業者が実施するものとする。調査時期、調査方法は大学及びつくば市と相談の上、決定すること。 ・ 選定事業者は、大学及びつくば市の許可を受けて、標準貫入試験等、必要な調査を行うこと。</p>